

(別 紙)

諮問庁 世田谷区長 保坂 展人

諮問日 令和6年6月20日

諮問番号 諮問第168号

答 申 書

答申日 令和8年6月25日

審査庁

世田谷区長 保坂 展人 殿

世田谷区行政不服審査会

上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

第1 結論

処分庁（世田谷区長）（以下「処分庁」という。）の審査請求人（以下「請求人」という。）に対する心身障害者福祉手当認定申請に関する非該当決定（令和5年1月11日付。以下「本件処分」という。）に係る審査請求については、不適法なものとして却下されるべきである。

第2 事案の概要

本件は、世田谷区長（処分庁）が、世田谷区心身障害者福祉手当条例（昭和49年10月世田谷区条例第45号）（以下「条例」という。）に基づき請求人に対し行った本件処分について、請求人が、本件処分は違法又は不当である等と主張して、本件処分の取消し等を求める事案である。

第3 事実関係

1 関係法令等の定め（本件処分に係る根拠法令等）

- (1) 条例第2条第1項は、「手当は、世田谷区の区域内に住所を有する者であつて、別表に定める程度の障害又は疾病を有するものに支給する。」と規定している。そして、別表の3の項第1号において、「規則で定める疾病を有し、難病法第7条第4項に規定する医療受給者証（中略）の交付を

受けている」ことを資格要件としている。

- (2) また、世田谷区心身障害者福祉手当条例施行規則（昭和 59 年 3 月世田谷区規則第 15 号）（以下「規則」という。）第 16 条は、「条例別表の 3 の項に規定する規則で定める疾病を有する者とは、次の表に掲げる疾病のいずれかを有する者をいう。」とし、表において「〇〇」が掲げられている。
- (3) 難病の患者に対する医療費等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）（以下「難病法」という。）第 7 条第 4 項は、「都道府県は、支給認定をしたときは、支給認定を受けた指定難病の患者又はその保護者（以下「支給認定患者等」という。）に対し、厚生労働省令で定めるところにより、支給認定の有効期間その他の厚生労働省令で定める事項を記載した医療受給者証（以下「医療受給者証」という。）を交付しなければならない。」と規定している。
- (4) 条例第 4 条は、「手当の支給を受けようとする者は、区長に申請し、受給資格並びに手当の種類及び額についての認定（以下「認定」という。）を受けなければならない。」と規定している。
- (5) 規則第 7 条第 1 項は、「区長は、条例第 4 条の規定による申請を受理したときは、条例第 2 条に定める支給要件に該当しているか否かを調査し、」と規定し、規則第 7 条第 2 項は、「区長は、前項の調査の結果、受給資格がないと認めたときは、心身障害者福祉手当非該当通知書により、当該申請をした者に通知する。」と規定している。

2 処分内容及び理由

令和 4 年 7 月 5 日、請求人は条例第 4 条に基づく心身障害者福祉手当認定申請書（以下「本件申請書」という。）を処分庁に提出した。本件申請書には、特定医療費支給認定申請書の写しが添付されていた。請求人は、難病法第 7 条第 4 項に規定する医療費受給者証は申請中であり、有効な医療証を所持していなかったため、処分庁は、心身障害者福祉手当の認定処理を保留とした。

令和 4 年 12 月 22 日、医療券等交付決定通知書（認否・再交付）の写しにより、医療受給者証の申請が非認定との結果を確認した。

令和 5 年 1 月 11 日、処分庁は、医療受給者証の申請が非認定との結果を受けて、心身障害者福祉手当認定申請について却下の判定をした。同日、規則第 7 条第 2 項に基づき心身障害者福祉手当非該当通知書（第 3 号様式）を請求人に送付した。

令和 5 年 4 月 20 日、処分庁に審査請求書が届き、審査庁にて同日付で

収受をした。

令和5年5月10日、審査庁から請求人あて、補正命令を行った。

令和5年7月18日、審査庁に審査請求の補正書が届き、同日付で収受をした。

3 審理員による審理手続及び調査審議の経過

日 付	経 過
令和5年4月18日	請求人は、本件処分に対し、行政不服審査法第2条に基づき審査請求を行った。審査庁は、同月20日これを受理した。
令和5年5月10日	審査庁は、審査請求書の補正について（通知）（令和5年5月10日付）を請求人へ送付した。
令和5年7月14日	請求人は、補正書（令和5年7月14日付）を提出し、審査庁は、同月18日これを受理した。
令和5年7月25日	審査庁は、審理員へ審理員指名書（令和5年7月25日付）を送付した。また、請求人及び処分庁へ審理員の指名について（通知）（令和5年7月25日付）を送付した。
令和5年7月28日	審理員は、処分庁へ弁明書の提出等について（令和5年7月28日付）を送付した。
令和5年8月10日	処分庁は、審理員へ弁明書（令和5年8月7日付）を提出し、審理員は、同月10日これを受領した。 審理員は、請求人へ弁明書の送付及び反論書の提出等について（令和5年8月10日付）を送付した。
令和5年10月23日	審理員は、物件の提出期限の再設定等について（通知）（令和5年10月23日付）を請求人へ送付した。
令和5年12月22日	審理員は、物件の提出期限の再設定等について（令和5年12月22日付）を請求人へ送付した。
令和6年3月4日	審理員は、請求人及び処分庁へ審理手続の終結等について（通知）（令和6年3月4日付）

	を送付した。 審理員は、請求人へ世田谷区行政不服審査会等への諮問に関する申出について（令和6年3月4日付）を送付した。
令和6年5月7日	審理員は、審査庁へ審理員意見書（令和6年5月7日付）を提出した。
令和6年6月20日	審査庁は、行政不服審査会へ諮問した。また、審査庁は、請求人へ審査会諮問通知書（令和6年6月20日付）を通知した。

第4 審理員意見書の要旨

請求人の請求は、棄却されるべきである。

1 審理段階における審理関係人の主張

（1）請求人の主張

- ①請求人は、〇〇と診断されており、〇〇は、国が指定する難病（指定難病〇〇）である。
- ②保健局には、主治医が作成する臨床調査個人票において〇〇という項目にチェックが入っていなかったため、受給資格の要件を満たしていないと言われた。しかし、〇〇と〇〇は鑑別することがとても難しいものである。〇〇できなくとも、〇〇の特徴を表している。〇〇している可能性もあるかもしれないが、いずれにしても難病なので、助成金を与えられてもいいはずである。

（2）処分庁の主張

- ①処分庁は、令和4年12月22日に、難病法第7条第4項に規定する医療受給者証の申請結果の確認を行い、非認定となったことを確認したため、請求人に規則第7条第2項を適用し、本件処分を行ったものである。
- ②行政手続法第8条は、「行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。ただし、法令に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類その他の申請の内容から明らかであるときは、申請者の求めがあったときにこれを示せば足りる。」と規定している。本件処分については根拠法令が条例、規則に規定されており、

本件処分に係る審査基準についても、世田谷区ホームページ「心身障害者福祉手当（区制度）」等において、資格要件を公開しており、公にされた審査基準が明確に定められている。

③本件処分は適切になされたものであり、何ら違法又は不当な点はない。

2 審理段階における論点整理

本件処分は、違法又は不当なものであるか。

3 審理員意見の理由

（1）本件処分の違法不当について

①本件不交付処分の違法性について

本件手当の積極的な支給要件として「世田谷区内に住所を有する者であって、別表に定める程度の障害又は疾病を有するもの」が規定されているところ（条例第2条第1項）、条例別表の3の項第1号において、特殊疾病については、①規則で定める疾病を有し、②難病法第7条第4項に規定する医療受給者証、東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則（平成12年東京都規則第94号）（以下「都規則」という。）第6条第1項の医療券など（以下「医療受給者証等」という。）の交付を受けている者と定めている。そして、規則第16条において、上記①の「規則で定める疾病」が定められており、その一つとして、「〇〇」が含まれている。一方、請求人の東京都に対する医療受給者証等の交付申請の結果として、その認定がされなかったことを処分庁は確認しており、他に、本件処分時点において請求人が医療受給者証等の交付を受けていたことを示す証拠は見られない。

本件手当の支給については、所得や施設への入所等による除外要件が設けられているが、請求人がそれらの除外要件に該当しないことについては特段争いがない。

すると、請求人は、世田谷区内に居住しており、また、申請書に記載された疾病は、前記①の規則で定める疾病に該当し、その他の除外要件には該当しないものの、積極要件である前記②の医療受給者証等の交付を受けているという要件を満たさないため、本件手当の支給対象にならないことになる。

以上からすれば、本件申請を却下した判断は正当なものと認められる。

（2）理由の提示について

世田谷区行政手続条例（平成7年9月世田谷区条例第47号）（以下「手続条例」という。）第8条第1項本文は、申請に対してこれを拒否

する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、理由を提示することを求めている。

一般に、法規が行政処分に理由を付すべきものとしている場合において、その趣旨とするところは、行政庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服の申立てに便宜を与えることにあるものとされるが（最高裁判所昭和38年5月31日判決民集17巻4号617頁、最高裁判所昭和60年1月22日判決民衆39巻1号1頁等参照）、手続条例第8条第1項本文の規定も、これと同一の趣旨に出たものと解するのが相当である。このような理由提示制度の趣旨にかんがみれば、許認可等の申請を拒否する処分に付すべき理由としては、いかなる事実関係についていかなる法規を適用して当該処分を行ったかを、申請者においてその記載自体から了知しうるものでなければならないことが原則というべきである。もっとも、手続条例第8条第1項ただし書は「ただし、条例等に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類その他の申請の内容から明らかであるときは、申請者の求めがあったときにこれを示せば足りる。」として、一定の場合に処分と同時に理由を提示しないことを許容しているが、これは、申請の内容自体から客観的に、法令上の要件等に当てはまらないことが明確な場合は、行政庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制する必要性は低いと考えられること等から、例外的に、理由の提示について、申請者からの求めがあるまで猶予する趣旨と解される。

これを本件についてみると、本件処分に係る通知書（以下「本件通知書」という。）は、本文において、「受給資格に該当しないので、通知します。」とした上で、「該当しない理由」として、「資格要件に該当しないため」とのみ記載されている。この「該当しない理由」欄の記載は、理由ではなく、通知の内容が繰り返されているに過ぎず、この記載からは、請求人が、いかなる事実関係から、法令や審査基準のどの要件を満たさない（又は除外要件に該当する）ために、本件処分がされたものであるかを知ることが、不可能であるというほかない。

そこで、本件処分について手続条例第8条第1項ただし書に該当するかを検討すると、条例別表の3の項において、医療受給者証等を有することが要件であることは明記されており、医療受給者証等の保有の有無は客観的に判断できるものであるから、処分要件は条例に明確に定められているものと言える。また、本件申請の申請書の医療券の有効期間を

記入する欄には「申請中」と記載されており、その後、処分庁は約半年間にわたって審査を保留し、別途東京都から請求人の医療受給者証等の申請が非認定とされたことを把握したうえで本件処分を行なっているものの、処分庁が医療受給者証等の申請に対する東京都の処分結果の調査をするまでもなく、申請時点において「当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類その他の申請の内容から明らか」であったところ、医療受給者証等の申請が認められた場合にその時点で申請者が再度申請をする手間をかけさせないようにするための対応をしたものと評価することができる。

もっとも、前記のとおり、手続条例第8条第1項ただし書は、理由の提示を免除するものではなく、申請者からの求めがあるまで理由の提示の時期を猶予するに留まるものであって、申請者からの求めがなくとも、行政庁の判断により処分と同時に理由を提示することは可能であるし、望ましいものである。すると、本件のように処分通知の様式として処分の理由（該当しない理由）を記載する欄が設けられている場合、理由の提示をする以上、ただし書による上記理由の提示時期の猶予を放棄するものとも解されるのであり、理由の提示が求められる趣旨からも、被処分者が処分の理由を理解できるように記載することが望ましいものと考えられる。

以上のとおり、本件処分における理由の提示については、不十分な点も認められる。しかし、申請時点においても申請書の記載から、請求人は医療受給者証等を申請中であって現に有していないことは明らかであったことや、都による医療受給者証等の交付が認められなかったことについては申請者（請求人）にも通知されるものであること（難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則（平成26年規則第194号）第12条、都規則第6条）等からすれば、理由の提示について処分を取り消すべき不当性があるとまで認めることはできない。

（3）結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第5 調査審議における審査関係人の主張の要旨

1 請求人の主張の要旨

請求人が、審査請求書等により主張している審査請求の主な理由は、次のとおりに要約される。

- (1) 請求人は、〇〇と診断されており、これは国が指定する難病（指定難病〇〇）である。
- (2) 保健局に申請が認められなかった理由を尋ねたところ、主治医が作成する臨床調査個人票において、〇〇という項目にチェックが入っていないため、受給資格の要件を満たしていないと言われた。
- (3) 〇〇と〇〇は鑑別することがとても難しい。〇〇できなくとも、〇〇の特徴を表している。〇〇している可能性もあるかもしれないが、いずれにしても難病であるため、助成金を与えられてもいいはずである。

2 処分庁の主張の要旨

処分庁は、以下のとおり主張し、本件審査請求を棄却する裁決を求めている。

- (1) 条例第2条第1項は、「手当は、世田谷区の区域内に住所を有する者であって、別表に定める程度の障害又は疾病を有するものに支給する。」と規定している。そして、別表の3の項第1号において、「規則で定める疾病を有し、難病法第7条第4項に規定する医療受給者証（中略）の交付を受けている」ことを資格要件としている。
- (2) 規則第16条は、「条例別表の3の項に規定する規則で定める疾病を有する者とは、次の表に掲げる疾病のいずれかを有する者をいう。」とし、表において「〇〇」が掲げられている。
- (3) 難病法第7条第4項は、「都道府県は特定医療費の支給認定をしたときは、支給認定患者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医療受給者証を交付しなければならない。」と規定している。
- (4) 条例第4条は、「手当の支給を受けようとする者は、区長に申請し、認定を受けなければならない。」と規定している。
- (5) 規則第7条第1項は、「区長は、条例第4条の規定による申請を受理したときは、条例第2条に定める支給要件に該当しているか否かを調査し、」と規定し、規則第7条第2項は、「区長は、前項の調査の結果、受給資格がないと認めたときは、心身障害者福祉手当非該当通知書（第3号様式）により、当該申請をした者に通知する。」と規定している。
- (6) 行政手続法第8条は、「行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。ただし、法令に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類その他の申請の内容から明らかであるときは、申請

者の求めがあったときにこれを示せば足りる。」と規定している。

- (7) 本件処分についてみると、処分庁は、令和4年7月5日に請求人から本件申請書を受理したのち、令和4年12月22日に難病法第7条第4項に規定する医療受給者証の申請結果の確認を行った。その際、医療受給者証の申請が非認定となったことを確認したため、請求人は心身障害者福祉手当の受給資格はないと認め、規則第7条第2項を適用し、令和5年1月11日付で本件通知書を送付したものである。
- (8) また、本件通知書内の「資格要件に該当しないため」とした処分理由については、本件処分について根拠法令が条例、規則に規定されている。本件処分に係る審査基準についても、世田谷区ホームページ「心身障害者福祉手当(区制度)」において、「身体障害者手帳1～3級の方(中略)、指定の難病に罹患し、医療券等を所持している方等に手当を支給します。」とし、「せたがや便利帳」において、「次にあてはまる方には申請月分から手当を支給します。(中略)指定の難病にかかり、医療券等を所持している方。」と資格要件を公開しており、公にされた審査基準が明確に定められている。加えて、請求人は医療受給者証の申請が非認定となった結果、自身が医療受給者証を所持していないことを認識しており、心身障害者福祉手当受給の資格要件を満たしていないことが明らかである。
- (9) 以上のことから、本件処分は適法及び適正になされたものであり、何ら違法又は不当な点はないから、本件審査請求は行政不服審査法第45条第2項により棄却されるべきである。

第6 答申の理由

1 認定した事実

- (1) 令和4年7月5日、請求人は、条例第4条に基づく本件申請書を処分庁に提出して世田谷区心身障害者福祉手当に係る受給資格の認定を申請した。本件申請書には、障害・疾病の状況として、難病名の欄に「〇〇」と記載され、医療券の有効期間を記入する欄には「申請中」と記載されていた。
- (2) 処分庁は、本件申請に対する判断を保留していたが、令和5年1月11日、本件通知書により、請求人に通知した。
- (3) 請求人は、本件処分を不服として、令和5年4月20日付審査請求書を提出して本件審査請求を申し立てた。

2 審査会の判断

審査会は、請求人及び実施機関の主張を検討した結果、本件審査請求の適法性について以下のように判断する。

行政不服審査法第18条第1項は、「処分についての審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月（中略）を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定している。

この「処分があったことを知った日」とは、「処分のあったことを現実知った日のことで、当事者が処分があったことを抽象的に知り得べき状態に置かれた日ではないが、社会通念上処分があったことが当事者の知り得べき状態に置かれたときは、特別の事情がない限り処分があったことを知ったものと解すべき」とされている（最高裁昭和27年11月20日第一小法廷判決）。

また、行政不服審査法第45条第1項は、「処分についての審査請求が法定の期間経過後にされたものである場合その他不適法である場合には、審査庁は、裁決で、当該審査請求を却下する。」と規定している。

当審査会が実施機関に確認を行ったところ、本件処分に係る決定通知書は令和5年1月11日付で作成され、同日に普通郵便の方法により発送しているとのことであった。日本郵便株式会社の内国郵便約款によれば、配達日数は原則、郵便物の差し出された日の翌日から起算して4日以内（土曜、日曜、祝日及び1月2日は含まない。）とされていることからすれば、同月17日までは当該決定通知書が請求人の住所に到達したと認めることが相当である。そこで、特段考慮する事情が無ければ、請求人は、令和5年1月17日には当該決定通知書の内容を了知したものと推測できる。

このように、請求人が本件処分があったことを知り得べき状態となった日の翌日（令和5年1月18日）から、請求人が審査請求を行った日（令和5年4月19日）までに3月以上が経過しているため、当審査会は、請求人に対し、正当な理由又は特段の事由の有無、すなわち処分を行ってから審査請求を行うまでの間に処分庁から審査請求期間を徒過しても差し支えない旨の教示があったかどうか、又は郵便物が不着となっていた等の事情があったか確認を行ったところ、正当な理由又は特段の事由はないとの回答があった。

以上のことから、当審査会としては、処分があったことを知った日は、遅くとも本件処分に係る決定通知書が請求人の住所に到達し、その内容を了知することが可能となった令和5年1月17日であると判断する。そうすると、本件処分に係る審査請求の期限は、その翌日か

ら起算して3月後の同年4月17日となることから、本件審査請求書は同年4月19日に発送されていることから、本件審査請求は行政不服審査法第18条第1項に規定する審査請求期間を経過した後になされたものと認められる。そして、審査請求期間を経過したことについて正当な理由は認められないことから、行政不服審査法第45条第1項の規定により、本件審査請求を不適法なものとして却下すべきである。

第7 まとめ

以上の点から、「第1 結論」のように判断する。

第8 審査会の経過

日 付	審 議 経 過
令和6年6月20日	(諮問第168号) ・審査庁(世田谷区長)から諮問を受けた。
令和8年1月28日	(令和7年度第9回審査会) ・事務局から経過概要の説明を受けた。 ・実施機関から説明を受けた。 ・諮問事項を審査した。
令和8年3月24日	(令和7年度第11回審査会) ・引き続き諮問事項を審査した。
令和8年6月25日	(答申第168号) ・審査庁(世田谷区長)に答申した。

世田谷区行政不服審査会

会長 大林 啓吾
副会長 土田 伸也
委員 太田 航平
委員 白石 裕美子
委員 松村 武志